

上越市選挙管理委員会告示 第64号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における期日前投票所の投票管理者については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により次のとおり選任者を変更した。

令和8年5月20日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

- 1 期日前投票所の投票管理者の変更選任
別紙のとおり